

令和7年6月2日
第49回基本計画策定・推進専門委員等会議

資料2－2

人事院説明資料

1 国家公務員の休暇制度の現状

休暇制度の整備における基本的な考え方

- ▶ 国家公務員の休暇制度は、情勢適応の原則（国家公務員法第28条）に基づき、民間における普及状況に合わせることを基本に、官民均衡の観点から見直しを行っている。（国家公務員は、労働基準法は適用対象外）

（情勢適応の原則）

第28条 この法律及び他の法律に基づいて定められる職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適応するように、随時これを変更することができる。その変更に関しては、人事院においてこれを勧告することを怠つてはならない。

休暇の種類（常勤職員の例）

年次休暇

（民間労働法制の法定休暇
（年次有給休暇）に相当）

理由を問わず取得可能な休暇（有給）

取得可能期間：1年で20日

病気休暇

（民間労働法制では法定外休暇。
各企業の任意で導入）

負傷または疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
の休暇（有給）

取得可能期間：必要最小限度の期間（原則連続90日まで）

特別休暇

（民間労働法制では
一部が法定休暇）

以下の事由により勤務しないことが相当である場合の休暇（19種類）（有給）

- ◆ 国民としての権利の行使・義務による事由（公民権行使、官公署出頭）
- ◆ 社会貢献活動による事由（骨髄等ドナー、ボランティア）
- ◆ 社会慣習上の行事等による事由（結婚、忌引、父母の追悼 など）
- ◆ 妊娠・出産・育児等による事由（不妊治療、産前・産後、保育時間 など）
- ◆ 災害等による事由（現住居滅失等、出勤困難、退勤途上の危険回避）

取得可能期間：各事由により異なる

その他

（介護休暇、介護時間）

配偶者、父母等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）の介護を行う場合の休暇（無給）

2 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇に関する検討状況

休暇制度

犯罪被害者の方が主に休暇が必要と想定される場面	対 応
● 精神的ショックや身体の不調からの回復 ● 警察・検察の捜査への協力のための出頭 ● 裁判への出廷（被害者参加制度等）	● 心身の負傷又は疾病のため療養する必要がある場合は病気休暇の使用が可能（必要な期間（原則連続90日まで）） ● 刑事訴訟法第223条に基づく警察や検察からの出頭要請に協力する場合は特別休暇（官公署出頭）の使用が可能（必要な期間） ● 証人として裁判へ出廷する場合は、特別休暇（官公署出頭）の使用が可能（必要な期間） ● 被害者参加制度等については、出廷の法律上の取扱い、公益性、現行の範囲との整合性等を踏まえ、検討中

※ 年次休暇は、理由を問わず取得可能なため、上表のいずれの場面においても使用可能

休暇制度以外の制度

- ▶ フレックスタイム制の活用により、1日の勤務時間数を長く／短くする、勤務時間帯を早く／遅くする、週1日平日に勤務しない日を作るなど勤務時間を柔軟に設定し、**休暇を使用せず勤務と両立することも可能。**

フレックスタイム制の概要

- 原則4週間の短期間で、勤務時間数の総量は同じまま、1日の勤務時間数（原則7時間45分）や勤務時間帯を柔軟に設定可能
- 職員から希望する始業時刻、終業時刻等を管理者に申告。管理者は申告内容を考慮し、公務の運営の支障の有無を踏まえて勤務時間を設定。
- 原則全ての職員（交替制等勤務職員を除く。）が利用可能。

= 利用のイメージ =

